スカパー！SD専用受信装置レンタルサービス約款

■第1条(目的)

本約款は、スカパーJSAT 株式会社 (以下「当社」といいます。)が運営するプラットホーム上で、放送事業者から衛星デジタル有料放送サービスの提供を受けるにあたり必要な受信装置の貸与等のサービスについて、当社が有料で契約者に提供する際の条件等を定めるものです。

■第2条(定義)

本約款において使用する用語は、それぞれ次の意味で使用します。

1. 放送事業者
放送法に基づき委託放送事業者として認定された者又は電気通信役務利用放送法に基づき電気通信役務利用放送事業者として登録がなされた者であって、衛星デジタル有料放送サービスを提供する事業者

2. 衛星デジタル有料放送サービス
人工衛星を用いたデジタル放送により有料で提供される放送事業者の放送役務であって、放送事業者との間で契約を締結した場合にのみ視聴可能となるもののうち、東経124度及び東経128度の通信衛星を用いた、CS多チャンネル放送サービス「スカパー！」

3. 有料放送契約
衛星デジタル有料放送サービスの提供を受ける契約

4. スカパー！e2
人工衛星を用いたデジタル放送により有料で提供される放送事業者の放送役務であって、放送事業者との間で契約を締結した場合にのみ視聴可能となるもののうち、東経110度の通信衛星を用いた、CS多チャンネル放送サービス

5. アンテナ
当社の指定する技術的な基準に適合するアンテナ

6. 受信機
スカパー！SD専用(スカパー！の標準画質チャンネルのみ受信可能)デジタル放送用受信機
(本項にかかわらず、本条12.にて使用される「受信機」のみ、HD対応デジタル放送用受信機の意味で用いられるものとする。)

7. 受信装置
アンテナ、受信機、及び、その他衛星デジタル有料放送サービスを視聴するために必要な加入者が設置する装置(ICカードを除きます。)の総称

8. 受信機の種別
受信機の種別は、次のとおりとする。

・スカパー！ＳＤ専用デジタルチューナー
・ハードディスク付スカパー！ＳＤ専用デジタルチューナー(以下「DVR」といいます。)
9. IC カード
受信機に挿入されることにより受信機を制御する、IC を組み込んだ当社が貸与するカード
10. ＳＤレンタルサービス契約
本約款に基づき、当社が提供する受信装置の貸与等のサービス（以下「ＳＤレンタルサービス」といいます。）に関する契約(以下「本契約」といいます。)
11. SD 専用プランサービス契約
SD 専用プランサービス約款に基づき、当社が提供する受信機の貸与等のサービス（以下「SD 専用プランサービス」といいます。）に関する契約
12. ＨＤレンタルサービス契約
スカパー！ＨＤ対応受信機レンタルサービス約款に基づき、当社が提供するスカパー！ＨＤ対応デジタル放送用受信機の貸与等のサービス（以下「ＨＤレンタルサービス」といいます。）に関する契約
13. 契約申込者
本約款に基づき、当社に対し、本契約を申込む個人とし、法人、財団、組合その他の団体を含まないものとします。
14. 契約者
本約款に基づき当社との間で本契約を締結する個人とし、法人、財団、組合その他の団体を含まないものとします。
15. 契約者個人情報
生存する契約者(契約申込者及び解除等により本契約が終了した契約者も含みます。)個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の契約者個人を識別できるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の契約者個人を識別できることとなるものを含みます。)

■第 3 条（申込み及び本契約の成立等）

1. 契約申込者は、当社又は当社が指定する者(当社の代理店等)に対し、予め本約款に同意の上、当社所定の方法で本契約の申込みを行うものとします。
2.本契約は、次のいずれかの場合に成立するものとします。
⑴ 契約申込者が第 8 条に規定する受信装置の取り付け工事を希望しない場合契約申込者が当社所定の「ＳＤレンタルサービス申込書」を使用して本契約を正式に申込み、当社又は当社が指定する者が当該契約申込者に対して受信装置を引き渡したとき。
⑵ 契約申込者が第 8 条に規定する受信装置の取り付け工事を希望した場合契約申込者が、本約款の内容を認識した上で、受信装置の引き渡しを受け、当社が業務委託する工事会社(以下

「提携工事会社」といいます。)による受信装置の取り付け工事が完了したとき
3. 契約者は、受信装置を引き渡した日の属する月の翌々月の末日までに別表に規定するレンタル料(以下「レンタル料」といいます。)を当社が別途指定する方法により支払わなければなりません。
4. 当社は、受信装置の技術的な理由により、ＳＤレンタルサービスを提供できない地域の契約申込者からの申込みは受け付けないことがあります。
5. 当社は、契約申込者が、本契約に基づく債務の履行を怠るおそれがあると認められる相当の理由がある場合は、契約の申込みを受け付けないことがあります。
6. 当社は、契約申込者に対し、本人確認資料の提供を求めることがあります。
7. 当社は、当社の定める審査基準に従い審査した結果、契約申込を受け付けないことがあります。

■第4条（有料放送契約の締結）

契約者は、本契約締結時点に有料放送契約が有効に存続している等、別途当社が認めた場合を除き、本契約締結後1カ月以内に、有料放送契約を締結することとします。

■第 5 条（貸与及び設置場所等）

1. 当社は、契約者に対し、契約者によりレンタル料が支払われることを条件として受信装置を貸与します。当社が貸与する受信装置は、当社が選択･決定するものとし、第 13 条に定める故障･メンテナンス等当社が別途指定する場合を除き、変更･取替えはできないものとします。
2. 契約申込者が、当社との本契約に基づかず、既に受信装置を保有している場合であって、本約款に基づき、アンテナ以外の受信装置の貸与を希望する場合は、当社は、アンテナ以外の受信装置を貸与するものとします。但し、その場合でも、レンタル料は変更されないものとします。
3. 受信装置の設置場所は、契約者の住居のみとし、それ以外の事業所、店舗、休憩場等不特定又は多数の人が視聴できる場所等に受信装置を設置することはできないものとします。

■第 6 条（支払い等）

1. 本契約に基づく支払いは、別途当社が認めた場合を除き、クレジットカードのみによるものとし、当該クレジットカードは、契約者が別途締結する有料放送契約に基づく視聴料等の支払いと、同一のクレジットカードとします。但し、本約款別表に定める標準外取り付け工事費用については工事業者へ直接現金にて支払われるものとします。
2. 当社によるレンタル料の請求･収納及びそれに付随する業務については、衛星デジタル有料放送サービスにおける料金の請求･収納の代行及びそれに付随する業務と同時に行うことがありま

す。
3. 当社は、レンタル料とその他本約款に基づき契約者又は契約申込者が当社に対して負担する債務の請求･収納及びそれに付随する業務を第三者に委託し、又は本契約に基づく債権を譲渡することがあります。

■第 7 条（延滞利息）

レンタル料その他本約款に基づき契約者が当社に対して負担する債務に関し、契約者がそれらの支払期日から 1 ケ月を経過しても支払わない場合には、当社は、契約者に対して、支払期日の翌日から起算して完済するまでの間について年 14.5%の割合で計算した金額を延滞利息として請求できるものとします。

■第 8 条（取り付け工事）

1. 契約申込者又は契約者(以下「契約申込者等」といいます。)が受信装置の取り付け工事を希望する場合、受信装置の取り付け工事は、提携工事会社により行われるものとします。
2. 前項の取り付け工事の日時は、当社又は提携工事会社と契約申込者等が電話連絡を行うことによって調整の上定めるものとします。
3. 受信装置の取り付けにつき、当社が提供する別表に定める標準取り付け工事に加えて、標準外取り付け工事が必要となる場合、契約申込者等は、契約申込者等自身の責任と費用をもって提携工事会社に当該標準外取り付け工事を委託し、実施するものとします。
4. 受信装置の取り付けにつき、取り付け場所が賃貸住宅等であって、取り付け自体に許可その他の手続を要する場合又は取り付け場所もしくは取り付け工事の際に提携工事業者が使用する場所に使用許可その他の手続を要する場合、これらの許可その他の手続は契約申込者等自身の責任と費用をもって行うものとします。
5. 契約申込者等は、受信装置を取り付けるために、その居宅の壁面等に穴開け工事等が必要となる場合があることを予め承諾するものとします。
6. 契約申込者等は、技術的･物理的な事情により、受信装置の取り付けができず、受信装置の貸与を受けることができない場合があることを承諾するものとします。
7. 契約申込者等は、取り付け工事が一部地域(離島など)では対応できない場合があることをあらかじめ了承するものとします。
8. 本条に規定する受信装置の取り付け工事を希望した契約申込者等は、取り付け工事が完了した日の翌日から 30 日以内に、当社に対し、当社所定の「レンタルサービス申込書」を送付するものとします。
9. 本条に規定する受信装置の取り付け工事を希望しない契約申込者等は、受信装置の引き渡しを受けたときから 30 日以内に、自ら受信装置の取り付けを行った上で、当社に対し、取り付けが完

了したことをスカパー!レンタル取り付け連絡専用ダイヤルに電話連絡する方法で通知するものとします。

■第９条（取り付け工事費用）

1. 前条に定める受信装置の取り付け工事の料金は、別表に定めるとおりとします。 但し、工事費用のうち、標準取り付け工事の費用については、以下の各号に定める事項のいずれにも該当する場合には、無料とします。

⑴ 本契約締結日から1ヶ月以内に有料放送契約（以下「新契約」といいます。）を新たに締結したこと。但し、本契約締結日現在、契約者と放送事業者との間において、新契約以外の有料放送契約（以下「既存契約」といいます。）が既に存在する場合においては、当該新契約締結後も既存契約の全部又は一部が有効に存続し、かつ、既存契約に基づく有料放送料金の支払遅延のない場合に限る。

⑵ 次に掲げる事項のいずれかに該当すること

① 本契約が締結日から１年間を超えて有効に存続しており、かつ、当該本契約締結日から1年を経過した日において、本約款第16条に定める解除事由がないこと

② 本契約解約申込み日と同日に、別途契約者が当社とＨＤレンタルサービス契約の申込みを行い、当社が当該申込みを承諾すること

③ 本契約解約申込み日と同日に、別途契約者が当社とSD専用プランサービス契約の申込みを行い、当社が当該申込みを承諾すること

⑶ 新契約締結日（複数の有料放送契約を締結した場合は、最初に締結した有料放送契約の締結日）から1年間、継続して新契約に基づく有料放送料金を支払っており、かつ、新契約締結日から1年間を経過した日において新契約に基づく有料放送料金の支払遅延のないこと。但し、有料放送契約の定めにより、有料放送料金が請求されない月については、有料放送料金を支払っていたものとみなします。

2. 契約者は、標準取り付け工事費用を、以下の区分に従い、各号記載の期日までに支払わなければならない。但し、前項に基づき、標準取り付け工事費用が無料とされた契約者を除きます。

(1) 本契約締結時点において、前項⑴に該当しない契約者
取り付け工事が完了した日の属する月の翌々月の末日

(2) 前号以外の契約者のうち、前項⑵又は⑶に該当しなくなった契約者
前項⑵又は⑶に該当しないこととなった日の属する月の翌月の末日

3. 受信装置の取り付けに際し、標準外取り付け工事が発生した場合は、契約申込者等は、取り付け工事終了後直ちに、提携工事会社に対して、現金にてその工事費用を支払うものとします。

4. 契約申込者等は、取り付け工事の仕様が別表に定めるものであっても、技術的･物理的な事情により、施工が不可能な場合があることを承諾します。

■第 10 条（受信機の種別の変更）

1. 契約者は、受信機の種別を変更しようとする場合においては、当社又は当社の指定する者に対し、当社所定の方法で受信機の種別の変更申込を行うものとします。
2. 本契約に関する受信機の種別を変更する契約(以下「変更契約」といいます。)は、変更後の受信機の種別に応じて、第 3 条第 2 項（1）又は（2）に規定するときに成立するものとします。
3. 前項の場合、契約者は、当社に対し、別表に定める「受信機の種別の変更手数料」を、第 3 条第 4 項の規定を準用し、当該規定に基づく方法により支払わなければなりません。
4. 変更契約が成立した場合、契約者は、変更契約が成立した日の属する月においては、従前の受信機の機種に対応したレンタル料を支払い、当該月の翌月から、変更後の受信機の種別に対応したレンタル料を支払うものとします。
5. 受信機の種別を変更した契約者は、変更契約が成立した日の翌日から 30 日以内に、契約者の責任と費用負担において、当社に対し、契約者が所持する従前の受信機を、損害及び損傷を与えない梱包形態及び送付方法にて返還するものとし、上記期間内に当該受信機が返還されない場合、受信機は返還されないものとみなし、契約者は、契約日から解約日までの期間に応じ、別表に定める「受信装置損害金」を当社の請求により支払わなければならないものとします。

■第 11 条（受信機の種別の変更にかかる取り付け工事及び取り外し工事）

1. 受信機の種別の変更を申込む契約者が、変更後の受信機にかかる受信装置の取り付け工事を希望する場合、第 8 条及び第 9 条の規定に従って、取り付け工事を行うものとします。
2. 前項の場合、契約者は、当社に対し、別表に定める「受信機の種別にかかる取り付け工事費用」を変更後の受信機にかかる受信装置の取り付け工事日の属する月の翌月の末日までに当社が別途指定する方法により支払わなければなりません。
3. 受信機の種別の変更を申込む契約者が、従前の受信機にかかる受信装置の取り外しを希望する場合は、第 17 条の規定に従って、取り外し工事を行うものとします。

■第 12 条（管理等）

1. 契約者は、本契約に基づき当社から貸与を受けた受信装置を善良な管理者の注意義務をもって維持･管理するものとします。
2. 契約者は、当社が必要に応じて行う受信装置のバージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。
3. 契約者は、別表に定める受信装置の付属品を紛失等した場合には、有償にて当社より充当、交換することができるものとします(但し、この場合でも受信装置のレンタル料は変更されないものとします。)。

■第 13 条（故障・メンテナンス等）

1. 受信装置が、正常な使用状態で、故障・破損等の機能不全により正常に動作しなくなった場合、当社は、貸与中の受信装置を無償で修理又は交換します。但し、受信装置の機能不全が天災、契約者の故意又は過失による行為に起因するときは、貸与中の受信装置の修理・交換に要する費用及び機能不全の原因調査費用その他の修理・交換に関連する費用は、契約者の負担とします。
2. 第 1 項の修理・交換に要する作業は、契約者が当社カスタマーセンターに電話連絡を行うことにより当社より手配するものとします。
3. 受信装置の瑕疵により、契約者又は第三者の生命、身体又は財産等を害することが予想される場合、当社は、無償で受信装置を修理又は交換するものとします。その場合、契約者は、当社又は当社の指定する者に対し、修理又は交換作業をするのに必要な場所の提供その他の必要な協力をするものとします。

■第 14 条（禁止事項）

1. 契約者が、次の各号に定める行為を行うことを禁止します。
⑴ 受信装置の分解、改造、損壊、破棄その他これに類する行為
⑵ 受信装置の第三者への譲渡、質入れ、転貸等の処分
⑶ 受信装置の同一世帯内以外での使用及び同居人以外の使用
⑷ 受信装置の日本国外への持ち出し
⑸ ＳＤレンタルサービスを用いた法令に違反する行為
⑹ 契約者が、本契約の申込みの際、契約締結に必要な事項として当社が求めた事項の全部又は一部について、真実とは異なることを告げること
⑺ ＳＤレンタルサービスに係る当社の権利を侵害し、又は利益を損なう行為

2. 前項の禁止事項の一に該当すると当社が判断した場合、契約者は当社の請求に従い当社が定める損害賠償金を支払わなければなりません。

■第 15 条（解約）

1. 契約者は、本契約を解約しようとする場合においては、その月末をもって解約を希望する月の前月末日(同日を含みます。)までに、当社又は当社の指定する者に通知(以下「解約通知」といいます。)するものとします。この場合においては、本契約は当該月末をもって解約されるものとします。但し、レンタル料の滞納がある場合、契約者は、この解約の申込みを行うことはできないものとします。

2. 前項に基づく解約の申込みを行った契約者は、本契約が終了した日の翌日から 30 日以内に、契約者の責任と負担（送料を除く）において、当社が指定する返却先に受信装置に損害、損傷を与えない梱包形態、配送方法にて返還するものとします。上記期間内に受信装置が返還されない場合、契約者は、別表に定める「受信装置損害金」を当社の請求により支払わなければならないものとします。なお、本項の規定は、本契約の終了後も依然として効力を有するものとします。
3. 契約者は、本条第 1 項に基づく解約申込みを行う際に、当社に対して、当社が指定する方法により、受信装置返還用の梱包箱を申込むことが出来るものとします。
4. 前項の場合、契約者は、当社に対し、上記梱包箱の代金及び送付手数料(以下「回収等手数料」という)として 4,000 円(税抜)を、レンタル料の支払方法と同一の方法又は当社が指定する方法により支払わなければなりません。
5. 契約者が、第 9 条（2）③に該当し、かつ、本契約に基づき当社が貸与した受信機(DVR を除く)及び IC カード（以下「貸与済受信機」といいます。）を、SD 専用プランサービス契約締結後も継続して利用することを希望し、当社がこれを承諾した場合は、本条の定めは適用されないものとします。

■第 16 条（解除）

1．当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当した場合、契約者に対して、何らの通知又は催告を行うことなく、本契約を解除することができるものとします。

① レンタル料の滞納が 2 ヶ月に及んだとき
② 破産、民事再生手続開始又は特定調停に関する法律に基づく調停の申し立てを行ったときもしくは第三者に債務整理を委任したとき
③ 第 3 条第 2 項に定める本契約の成立後、第 8 条第 8 項又は第 9 項に定めるいずれもの手続きを行わなかったとき
④ 本契約に基づく債務の履行を怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき

2．当社は、前項の他、契約者が次の各号のいずれかに該当した場合、相当の期間を定めた催告を行ったうえで、契約者との本契約を解除できるものとします。

①本約款に違反したとき
②契約者が本契約締結時又は本契約締結後 1 ヶ月以内に有料放送契約を締結しないとき(第 4 条に基づき、別途当社が認めた場合を除く)

3．当社が本契約を解除した場合、契約者は、当社に対し、受信装置を直ちに返還するとともに、滞納したレンタル料及び第 9 条第 2 項の規定に該当する場合にはその定める工事費用を直ちに支払わなければなりません。また、本契約解除後、本契約の解除日の翌日から 30 日以内に受信装置が返還されない場合、受信装置は返還されないものとみなし、契約者は、契約日から解約日までの期間に応じ、別表に定める「受信装置損害金」を当社の請求により支払わなければなりません。

■第 17 条（提携工事会社による受信装置の取り外し）

1. 契約者は、第 15 条第 1 項に基づく解約申込みを行う際に、当社に対して、当社が指定する方法により受信装置の取り外しの申込みを行うことにより、提携工事会社を利用して受信装置を取り外すことができるものとします。この場合、取り外し工事の日時は、提携工事会社が契約者に対して連絡を行うことによって契約者と提携工事会社との間で調整の上定めるものとします。
2. 契約者は、前項の場合、別表に定める取り外し工事の料金が必要となることを予め承諾するものとします。

■第 18 条（免責）

当社は、次の各号に定める事項については、何らの責任も負わないものとします。
⑴ 天災地変及び気象に起因する衛星デジタル有料放送サービスにおける視聴障害
⑵ 当社以外の第三者に起因する衛星デジタル有料放送サービスにおける視聴障害
⑶ 契約者の故意又は過失に起因する衛星デジタル有料放送サービスにおける視聴障害

■第 19 条（DVR に関する免責）

1. 当社は、DVR に関する本契約が終了した場合(DVR からデジタルチューナーへの変更契約の締結に伴う終了の場合を含む。以下、同じ)、終了日の翌日をもって、当該 DVR の録画及び再生機能の使用を不可能とする制御措置をとることができるものとします。
2. 当社は、DVR に関する本契約において、次の各号に定める事項については、何ら責任を負わないものとします。
⑴ 原因の如何を問わず、DVR に不具合が生じたことによる録画･編集されたデータの消失
⑵ DVR が故障等により修理又は交換された場合における録画･編集されたデータの消失
⑶ DVR に関する本契約の終了により、当社に返還された DVR に録画･編集されたデータの消失

■第 20 条（契約者個人情報の取り扱い）

1. 当社は、契約者個人情報を、法令及び本約款の規定に従って適正に取り扱います。
2. 契約者個人情報により特定される個人が当社に対して行う法令に基づく各種求め(開示･訂正･利用停止等の請求)に関する手続き、その他の取り扱いに関し必要な事項については、本約款のほか、当社のプライバシーポリシー(http://www.skyperfectv.co.jp/privacypolicy/)に定めるとおりとします。また、当該手続き、契約者個人情報に関する苦情、その他の契約者個人情報に関する問い合わせについては、次の窓口において受け付けます。
スカパーJSAT 株式会社個人情報管理事務局

電話番号 03-5571-7989 （この電話番号は変更する場合がございます。変更された場合は、当社のホームページ（http://www.skyperfectv.co.jp/）に掲載します。）
3. 当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、契約者個人情報を取り扱うとともに、保有する契約者個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めます。
4. 当社は、契約者個人情報の漏洩、滅失又は毀損その他契約者個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとします。

■第 21 条（契約者個人情報の利用目的等）

1. 当社は、以下の目的のために契約者個人情報を利用いたします。
⑴ ＳＤレンタルサービス、SD 専用プランサービス、ＨＤレンタルサービス、スカパー！及びスカパー！e2の提供(SD レンタルサービス、SD 専用プランサービス、ＨＤレンタルサービス、スカパー！及びスカパー！e2の契約締結及び継続、受信装置の貸与、契約申込者及び契約者に対する通知、連絡、並びに契約申込者及び契約者からの問合せ、苦情等に対応する応対等)
⑵ 受信装置の配送、取り付け、修理･交換、取り外し及びアフターサービス
⑶ 衛星デジタル有料放送サービスに関する情報の提供
⑷ ＳＤレンタルサービスの向上を目的としたマーケティング調査
⑸ 契約申込者及び契約者に対する特典の提供
⑹ その他上記に付随する業務の遂行のため

2. 当社は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、前項の利用目的を超えて、契約者個人情報を取り扱うことはありません。
⑴ 法令に基づく場合
⑵ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
⑶ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
⑷ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

3. 当社は、次に掲げる場合を除き、契約者個人情報を第三者に提供しません。但し、前項の各号に定める場合には、この限りではありません。
⑴ 本人が書面等により同意した場合
⑵ 本人の求めに応じて当該契約者個人情報の第三者への提供を停止することを条件として、以下の事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態においたとき

ア　第三者への提供を利用目的とすること
イ　第三者に提供される契約者情報の項目
ウ　第三者への提供の手段又は方法
エ　本人からの求めに応じて当該契約者情報の第三者への提供を停止すること

■第 22 条（情報の変更等）

1. 契約者がＳＤレンタルサービスを受けるにあたり、当社に提供にした氏名、住所、電話番号等の情報に関して、変更が生じた場合、契約者は、速やかに当社宛て通知しなければなりません。契約者が本項の通知を怠ったことにより契約者又は第三者が被った損害については、当社は、一切責任を負わないものとし、第三者と紛争を生じた場合、契約者が自己の費用と責任で解決するものとします。
2. 当社は、契約者から契約者個人情報の変更の通知を受けた場合、すみやかに契約者個人情報を最新のものに変更するものとします。

■第 23 条（有料放送契約に関する契約者個人情報の利用）

契約者は、当社が、有料放送契約の締結の際もしくは契約履行中に、放送事業者に対して契約者が提供し、放送事業者と当社とが共同利用している契約者個人情報を、本契約の締結及び当該契約の履行のために利用することに同意するものとします。

■第 24 条（権利義務の譲渡等の禁止）

契約者は、本約款上の地位又は本約款に基づく権利義務の全部もしくは一部を第三者に対して譲渡、承継その他の処分をすることはできないものとします。

■第 25 条（損害賠償）

1. 契約者が本約款の定めに違反しこれによって当社が損害を被った場合、当社は契約者に対してその賠償を求めることができるものとします。
2. 受信装置等が原因により契約者が損害を被った場合の損害賠償については、契約者が直接被った損害に限るものとします。

■第 26 条（合意管轄）

本約款に関して紛争が発生した場合の第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とし

ます。

■第 27 条（その他）

1. 本約款の定めに関する疑義又は本約款に定めのない事項については、信義に従い誠実に協議することによって、円満解決を図るものとします。
2. 本約款の定めが強行規定に違反する場合には、当該強行法規を優先して適用するものとします。

■第 28 条（約款の変更）

当社は、契約者の承諾なしに本約款を改定する場合があります。その場合は、契約者は変更後の約款の適用を受けるものとします。

以上

2005 年 6 月 1 日制定
2006 年 5 月 1 日改定
2006 年 8 月 15 日改定
2007 年 9 月 20 日改定
2007 年 12 月 1 日改定
2008 年 9 月 17 日改定
2008 年 10 月 1 日改定
2009 年 2 月 1 日改定

（別表）

レンタル料：(税抜)

受信機の種別	月額
デジタルチューナー	300 円
DVR	900 円

受信装置損害金：(税抜)

契約締結日から解約日までの期間	デジタルチューナー	DVR	アンテナ
12 ヶ月未満	13,000 円	38,000 円	6,000 円
12 ヶ月以上～24 ヶ月未満	11,500 円	31,500 円	4,000 円
24 ヵ月以上～36 ヶ月未満	9,000 円	21,500 円	2,500 円
36 ヵ月以上～48 ヶ月未満	6,000 円	12,500 円	1,500 円
48 ヶ月以上	3,500 円	8,000 円	1,000 円

受信機の種別の変更手数料：(税抜)

デジタルチューナーから DVR への種別の変更	無料
DVR からデジタルチューナーへの種別の変更	5,000 円

付属品交換費用（税抜/送料込）

	デジタルチューナー	DVR
リモコン	1,300 円	2,000 円
電源コード	800 円	1,000 円
取扱説明書	800 円	2,000 円
オーディオ･ビデオコード	800 円	800 円
テレホンコード（10m）	800 円	800 円
IR ビデオコントローラー	800 円	―
テレホンカプラー	800 円	800 円

取り付け工事費用(税抜)

(1)本契約申込みにかかる標準取り付け工事

工事内容	金額
格子ベランダへの取り付け	10,000 円
1 階壁面への取り付け(同梱されている金具で設置が完了する場合)	10,000 円
受信機とテレビの接続のみ(アンテナの取り付けが不要な場合)	5,000 円

(注意)

以下の標準外取り付け工事費用は別途実費がかかります。

標準外取り付け工事費用例 (税抜)

工事内容	金額
コンクリートベランダ(厚さ 10cm～20ｃm)への取り付け	3,000 円
壁面への取り付け(同梱されている金具以外を使用して設置する場合)	3,000 円
屋根上への取り付け	15,000 円
高所作業(はしごを使用して 1 階屋根上で作業する場合)	～5,000 円
壁貫通工事(1箇所につき)	3,000 円
隙間ケーブル(フラットケーブル)	3,000 円
同軸ケーブル延長(同梱されている同軸ケーブル 15mを超えて接続する場合)	200 円/m
中継コネクター(同軸ケーブル延長の際に中継接続を利用する場合)	500 円
その他の工事費	実 費

(2)受信機の種別の変更にかかる取り付け工事

デジタルチューナーから DVR への種別の変更	10,000 円
DVR からデジタルチューナーへの種別の変更	10,000 円

取り外し工事費用 (税抜)

受信装置の取り外し	5,000 円～

以上